

項番	質問日	質問	回答	回答掲載日
1	8月14日	【港区老人福祉センターおよび此花区老人福祉センターについて】 1. 現在、センターの利用証とはどのようなものを利用されているのでしょうか？ また、規定はあるのでしょうか。ご教示ください。	利用者証については、各区老人福祉センター指定管理者にて作成・発行しており、港区老人福祉センター及び此花区老人福祉センターの利用者証については別添1となります。 なお、利用証の規程（仕様）はありませんが、他区老人福祉センターを利用する場合も利用者証の提示が必要となりますことから、特別の支障がない限り現利用者証の仕様を引き継いでください。	8月22日
2	8月14日	【港区老人福祉センターおよび此花区老人福祉センターについて】 2. 各部屋の定員数をご教示ください。	此花区老人福祉センターの各部屋の定員は、(別紙2)施設平面図の大阪市立此花区老人福祉センターの事務室は6人、職員会議室は6人、会議室1は20人、会議室2は12人、談話ホールは30人、広間は30人となります。 また、港区老人福祉センターの各部屋に定員は設けておりませんが、施設利用者の活動に支障がないよう、現行施設と同等の面積を確保しています。	8月22日
3	8月14日	【港区老人福祉センターおよび此花区老人福祉センターについて】 3. 事務室やロビー、各部屋等のインターネット環境（光回線の有無やWi-Fiの設置状況など）についてご教示ください。	此花区老人福祉センターは、(別紙2)施設平面図の大阪市立此花区老人福祉センターの事務室のみ光回線があります。 また、港区老人福祉センターの事務室及び各部屋にLANコンセント（情報モジュージャック）は備え付けてありますが、インターネットが利用できる環境を希望される場合、回線契約、回線引き込みやHUB等ネットワーク機器の設置などは指定管理者においてご対応いただきますようお願いいたします。また、Wi-Fiの設置を希望する場合についても、指定管理者においてご対応をお願いいたします。	8月22日
4	8月14日	【港区老人福祉センターおよび此花区老人福祉センターについて】 4. 現行の自動販売機の設置者及び設置条件についてご教示ください。 また、自主事業として、指定管理者が新たに自動販売機を設置したり、売店や喫茶コーナーを設置することは可能でしょうか。あわせてお伺いします。	両センターにおいて、自動販売機の設置はありません。 また、自動販売機・売店・喫茶コーナー（食堂）の設置条件としては、大阪市立老人福祉センター条例第3条で定める事業以外であって、施設の設置目的等に沿って管理業務の効果的な実施に影響を与えない範囲において、本市の承認のもとで指定管理者が自主的に行う事業（自主事業）としていただき提案いただくこと及び自動販売機等の事業者の選定については、競争性を働かせた選定を行っていただく必要があります。	8月22日
5	8月14日	【港区老人福祉センターおよび此花区老人福祉センターについて】 5. 現行のカラオケセットのメーカーと機種名をご教示ください。 備品リストに記載が無いようですが、リースということでしょうか。 リースの場合、機器の契約期間と契約金額についてご教示ください。	此花区老人福祉センターのカラオケセットはリース機器となり、メーカー及び機種名はJOY SOUND_F1です。 機器の契約期間は、令和5年5月から令和10年4月までの5年間、契約金額は月24,200円です。 なお、契約金額の負担者はサークルであるため、指定管理者の負担はありません。 また、港区老人福祉センターのカラオケセットについては、サークル所有の備品となっており、老人福祉センターの備品ではありません。	8月22日
6	8月14日	【港区老人福祉センターおよび此花区老人福祉センターについて】 6. 大阪市が行う「各種生きがい関連事業」の内容についてご教示ください。 また、生きがい支援施設の内容についてもご教示ください。	本市が行う各種生きがい関連事業の例としては、本市と（一社）大阪市老人クラブ連合会と共同で実施している高齢者福祉大会における演芸サークルとの連絡調整業務や高齢者福祉月間における100歳を超えるセンター利用者との連絡調整業務などを想定しています。 また、生きがい支援施設とは、高齢者に対し臨時的・短期的な仕事を提供している大阪市シルバー人材センターや高齢者の方が相互の親睦を図ったり教養の向上、レクリエーション等に利用する憩の家などの連絡調整業務を想定しています。	8月22日
7	8月14日	【大阪市立港区老人福祉センターについて】 1. 提案資料作成基資料として、8月4日に公募された大阪市立港区民センターの配布資料を参考にしても良いでしょうか（移転予定先と推測されるため）。	お見込のとおり、港区老人福祉センターは港区民センター等との複合施設を予定しているため、参考にさせていただくことは問題ありません。	8月22日
8	8月14日	【大阪市立港区老人福祉センターについて】 2. 現在使用している備品等については全て移転後も使用される予定でしょうか。 初度調弁等で新たに購入を予定されているものがあればご教示ください。	現指定管理者所有のものを除く老人福祉センターの全備品及び消耗品を新施設で使用するかについては、次期指定管理者の判断となります。 なお、次期指定管理者が新施設で使用するとした備品等については、本市において運搬します。 また、新たに本市で購入を予定している備品については、別添2を参照ください。	8月22日
9	8月14日	【大阪市立港区老人福祉センターについて】 3. 老人福祉センターが複合施設の一部となりますが、保守点検業務の契約は各センターで行う予定と考えてよろしいでしょうか？	港区民センター指定管理者が一括して保守点検業務の契約を行い、次期指定管理者は老人福祉センターとして負担すべき経費を港区民センター指定管理者に支払っていただく予定としています。	8月22日